

せいかつ ほ ご そうだん 生活保護相談のしおり

せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ、かけい せいかつ しごと かん 家計や生活、お仕事に関するお困りのご相談
をう お受けします。えんりょ たす 遠慮なくお尋ねください。ひみつ まも 秘密は守られます。



こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を

いとな けんり ゆう 営む権利を有する。(にほんこくけんぽうだい じょうだい こう
日本国憲法第25条第1項)



〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

ひらどしふくしじむしょ せいかつふくしはん
平戸市福祉事務所 生活福祉班

TEL 0950-22-9131 直通

生活保護とは

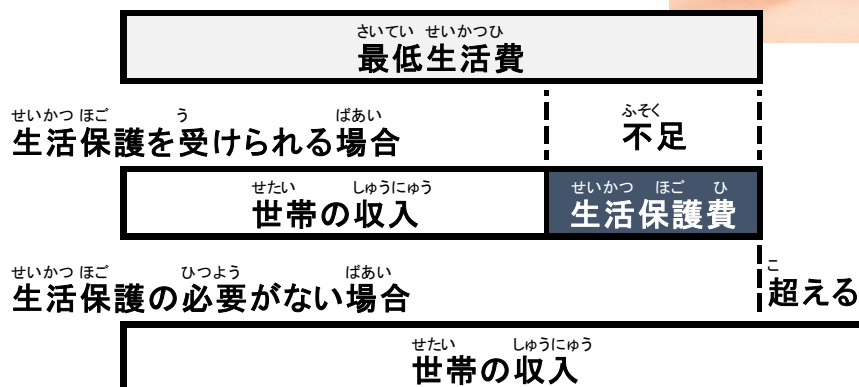
年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべての方に対して、必要な保護を行い、最低限度の生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。



【生活保護の基準】



ほご ようけんなど 保護の要件等

せいかつ ほご せたいたんい おこな せたいいんぜんいん りよう しさん のうりよく
生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用できる資産、能力そ
ほか
の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提
です。また、ふようぎむしゃ ふよう せいかつほごほう ほご ゆうせん
です。また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

しさん かつよう 資産の活用とは

よちよきん ほけん じどうしゃ せいかつ りよう とち かおくなど
預貯金、保険、自動車、生活に利用されていない土地・家屋等があれば
ばいきゃくなど せいかつひ あ
売却等し生活費に充ててください。

のうりよく かつよう 能力の活用とは

はたら かとう かた のうりよく おう はたら
働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

かつよう あらゆるものの活用とは

ねんきん てあて た せいど きゅうふ う ばあい
年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを
かつよう
活用してください。

ふようぎむしゃ ふよう 扶養義務者の扶養とは

しんぞくなど えんじょ う ばあい えんじょ う
親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。その
せたい しゅうにゅう こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん けいさん さいていせいかつひ
うえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を
ひかく しゅうにゅう さいていせいかつひ た ばあい ほご てきよう
比較して、収入が最低生活費に足りない場合に、保護が適用されます。

手続きのながれ

- 1 **相談** そうだん
生活の困りごとについて、福祉事務所に相談

- 2 **申請** しんせい
生活保護申請書を提出してください。なお、調査にあ
たっては必要な書類（収入申告書・資産申告書・同意書・
預金通帳など）を提出して頂きます。

- 3 **調査** ちょうさ
申請を受けて、生活状況や収入・資産状況等を
調査します

- 3 **審査** しんさ
調査の結果、生活保護の利用が可能かどうかを審査します

- 4 **決定** けつてい
審査の結果、生活保護の利用の可否をお知らせします
生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります

※ 申請のあった翌日から14日以内、調査などに時間がかかる場合は、30日

以内に結果をお知らせします。